

青森県報

第二千六百十号

平成十八年
三月三十一日
(金曜日)

目次

告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更	(市 振興町 課)	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉 課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	二
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
生活保護法による施術者の指定	(同)	二
生活保護法による指定施術者の施術所の名称変更の届出	(同)	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高 齢 福 祉 保 険 課)	三
道路の区域の変更	(道 路 課)	三
道路の供用の開始	(同)	三
都市計画事業計画の変更認可	(都 市 計 画 課)	八
右 同	(同)	九
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	一〇
都市計画事業の変更認可	(都 市 計 画 課)	一〇
建設業者の許可の取消し	(青 森 県 土 整 備 事 務 所)	一〇
右 同	(緋 ヶ 沢 県 土 整 備 事 務 所)	一〇
出先機関	(中 南 地 方 農 林 水 産 事 務 所)	二
土地改良区の役員の住所変更	(同)	二

道路の位置の指定

右 同

教育委員会

公印の廃止

正 誤

平成十七年三月十八日、平成十八年二月十七日及び平成十八年二月二十二日定例告示中

平成十八年三月二十二日定例告示中

平成十八年三月二十二日定例告示中

(十和田県土 整備事務所) ……二

(同) ……二

(職員福利課) ……三

(健康福祉 課) ……三

(政策 課) ……三

(出 納 課) ……三

告 示

青森県告示第二百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、深浦町長から深浦町の区域内に新たに生じた土地が生じたことを確認し、この土地を深浦町大字深浦字浜町に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

西津軽郡深浦町大字深浦字浜町二九〇の一、二九〇の二、二九一の一、二九二の一、二九二の二、二九三から二九五まで、二九六の一、二九七の一、二九八の一、二九九の一、三〇〇の一及びこれらの区域に介在する道路である公有地の地先公有水面埋立地 一、四七二・四八平方メートル

青森県告示第二百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

より告示する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

百石町	名称	主たる事務所の所在地	事業者	名称	所在地	廃止年月日
		上北郡百石町字上明堂六〇の六		百石町訪問看護ステーション	上北郡百石町字一下前田一五八の	平成一六・二・二六

青森県告示第二百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

おいらせ町	名称	主たる事務所の所在地	事業者	名称	所在地	指定年月日
		上北郡おいらせ町中下田一三五の二		おいらせ町訪問看護ステーション	上北郡おいらせ町下前田一五八の	平成一六・三・一

青森県告示第二百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定に

より告示する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
有限会社城南薬局	弘前市大字城南三丁目一三の二六	平成一六・一・二五

青森県告示第二百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
対馬 直一	弘前市大字大清水二丁目一八の二	なおいち接骨院	弘前市大字川先二丁目一の八サクラメントハウス川先A棟一F	平成一六・三・二六

青森県告示第二百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
	打田 毅	青森市大字油川岡田五四一九	打田治療院 ウチダ治療院	青森市大字油川岡田五四一九	平成二七・二・一

青森県告示第二百六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所名称	事業所所在地	指定年月日
株式会社三輪商事		弘前市大字代官町一〇二	認知症対応型共同生活介護	グループホーム薫風舎	弘前市大字大久保字西田一〇五の四二	平成一八・三・二〇

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間
1	県道	軽米名川線	三戸郡南部町大字下名久井字宗前一八の五から三戸郡南部町大字下名久井字宗前一八の六まで
2	県道	櫛引上名久井三戸線	三戸郡南部町大字下名久井字日泥一七の二から三戸郡南部町大字下名久井字宗前一八の五まで

特定非営利活動法人黒石福祉サービス	黒石市追子野木三丁目二二五	通所介護	デイサービスおこのきパーク	黒石市追子野木三丁目二一五の一	"
社会福祉法人音羽会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町字四甲音羽山六五の二	認知症対応型共同生活介護	グループホームうぐいすの里弘前	弘前市大字向瀬字豊田三一九の一	"

青森県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年四月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
前	一八・〇〇メートル	八三七・〇メートル	
後	一七・〇〇メートル	八三一・〇メートル	
前	一一・〇〇メートル	一四一・四メートル	
後	一一・〇〇メートル	一四〇・六メートル	

国道 三三八号	上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下一〇四六 の四から 上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下二九の一 九二まで	"
県道 七戸十和田湖線	上北郡七戸町字東上川原一九の一から 上北郡七戸町字下見町一〇まで	"
県道 切田五戸線	十和田市大字深持字中平四の一から 十和田市大字深持字梅山一の三八五まで	"
県道 五林平藤崎線	北津軽郡板柳町大字夕顔関字川部一二の四 から 北津軽郡板柳町大字常海橋字松枝三三六の 一まで	"
県道 妙堂崎五所川原線	五所川原市字元町一五七の一から 五所川原市字田町五の四まで	"
県道 蒔田五所川原線	五所川原市大字藻川字間手川三二二の一か ら 五所川原市大字藻川字千年三二二の一まで	"
県道 鱒ヶ沢蟹田線	五所川原市大字藻川字村崎七二三の二から 五所川原市大字高瀬字一本柳二七九の二ま で 北津軽郡中泊町大字今泉字藤の森一一九の 七から 北津軽郡中泊町大字今泉字藤の森三二四の 一まで 北津軽郡中泊町大字今泉字藤の森一〇五の 八から 北津軽郡中泊町大字今泉字藤の森三三二ま で	"

青森県告示第二百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域

都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十八年三月二十三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称
藤崎町

二 都市計画事業の種類
弘前広域都市計画下水道事業（藤崎町公共下水道）

三 事業施行期間
昭和五十五年六月十九日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地
1 収用の部分
なし

2 使用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成十六年三月五日青森県告示第四百十三号）
の事業地に変更なし

青森県告示第二百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十八年三月二十三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称
田舎館村

二 都市計画事業の種類
弘前広域都市計画下水道事業（田舎館村公共下水道）

三 事業施行期間
昭和五十六年六月十七日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地
1 収用の部分

なし

2 使用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成十三年二月二十一日青森県告示第九十四号）の事業地に変更なし

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、田山堰土地改良区の定款の変更を平成十八年三月二十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

都市計画事業の変更認可

三沢都市計画事業の変更認可について、平成十八年三月二十二日東北地方整備局告示第六十六号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 都市計画事業の種類及び名称
三沢都市計画道路事業（三・四・三号中央町金矢線）
- 二 施行者の名称
青森県
- 三 事務所所在地
青森市長島一丁目の一
- 四 事業地の所在
- 1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分
なし

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社ミウラ電技
- 二 代表者の氏名 三浦 敏弘
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町五六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第一二七二九号
- 五 取消年月日 平成十八年三月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十八年二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 出来島ボーリング工業
- 二 氏名 新岡 信弘
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市木造出来島雉子森一〇二

- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一三)第三四四一号
- 五 取消年月日 平成十八年三月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 取消しに係る建設業の許可

平成十八年一月十七日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認されたことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、津軽平川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年三月三十一日

中南地方農林水産事務所長 喜多山 秀 美

役員別	氏名	住 所	住所変更の年月日
理事	工藤 長紀	旧住所 南津軽郡平賀町大字杉館字宮元一九 の二 新住所 平川市杉館宮元一九の二	平成一八・一・一
"	古川 尊祥	旧住所 南津軽郡平賀町大字沖館字長田九一の 一 新住所 平川市沖館長田九一の	"
"	三浦 一雄	旧住所 南津軽郡平賀町大字石郷字柳田四六の 七 新住所 平川市石郷柳田四六の七	"

監事	杉田利八郎	旧住所 南津軽郡平賀町大字大光寺字一滝本一 五三 新住所 平川市大光寺一滝本一五三	"
"	小山内健一	旧住所 南津軽郡平賀町大字大光寺字一滝本一 五三 新住所 平川市大光寺一滝本一五三	"
新住所	平川市館田中前田一〇七の八	旧住所 南津軽郡平賀町大字館田字中前田一〇 七の八 新住所 平川市館田中前田一〇七の八	"

十和田県土整備事務所告示第四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年一月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

十和田県土整備事務所長 小田部 幸 夫

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市元町西三丁目七 七の一、八〇の六	四八・七一メートル	六・〇〇メートル	平成 一八・三・二〇

十和田県土整備事務所告示第五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年一月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

十和田県土整備事務所長 小田部 幸 夫

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市西二十一番町二四五の二	三九・六〇メートル	六・〇〇メートル	平成 一六・三・二〇

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第四号

平成十八年三月三十一日次の表に掲げる公印を廃止したので、青森県教育委員会文

正 誤

健康福祉政策課

発行年月日 発行番号	区分 番 号	ページ 段 行	誤	正
平成一七・三・一 第二四五四号	告 示 第一九〇号	二 上 表 中	一七・三・三	一七・一・一
平成一六・三・二七 第二五九二号	告 示 第一〇二号	三 上 表 中	平成一七・一〇・七	平成一六・三・二一
平成一六・三・三 第二五九四号	告 示 第一二二号	二 下 表 中	八の六の二〇四	一九の二三の二〇四

出 納 課

発行年月日 発行番号	区分 番 号	ページ 段 行	誤	正
平成一六・三・三 第二六〇六号	告 示 第三三八号	四 下 表 中	南津軽郡	中津軽郡

書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。

平成十八年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

公印の名称	公印の印影
青年の家所長印	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭